

宍粟市一般廃棄物処理基本計画・中間見直し（素案）に係るパブリックコメント実施要領

1. 案件名

宍粟市一般廃棄物処理基本計画・中間見直し（素案）に関するパブリックコメントについて

2. 募集期間

平成 28 年 3 月 5 日（土）から平成 28 年 4 月 5 日（火）まで （32 日間）

3. 担当課

市民生活部 環境課 ごみ減量推進係

4. 募集の要旨

平成 22 年度に策定した「宍粟市一般廃棄物処理基本計画」の第 1 次中間見直しにあたり、当該計画の趣旨・内容を公表し、今後 9 年間の一般廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正処理等を定めた本素案についての意見を市民から募集します。

提出された意見は、取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表いたします。

5. 公表する資料

宍粟市一般廃棄物処理基本計画・中間見直し（素案） 別紙参照

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
市役所環境課	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）
各市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで （金曜日のみ午後 6 時 30 分まで） （臨時休館日を除く火曜日から日曜日まで）
宍粟市ホームページ	募集期間最終日まで（終日）

7. 意見を提出できる人

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 市内に存する学校に在学する者

8. 意見を提出する様式

別添「意見書」のとおり

9. 意見の提出方法

方 法	提 出 先
持 参	「6. 閲覧場所」にご提出ください。
郵 送	市民生活部環境課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 宍粟市役所 市民生活部 環境課 ごみ減量推進係 宛
ファックス	0790-63-3063
電子メール	seikatsueisei-kk@city.shiso.lg.jp

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
(氏名及び住所の記載がない場合は無効とします。)
- ・提出いただいた意見に対して、個別に回答はしません。
- ・提出いただいた意見に対する市の考え方は、宍粟市ホームページ等により公表します。
なお、意見を提出いただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開しません。